

別紙

過労運転に係る使用者に対する指示の運用基準

指示の運用基準

過労に係る指示は、当該車両の使用者の業務に関して過労運転が行われた場合において、次の1から5のいずれかの要件に該当し

- 当該車両の運転者に対して最高速度違反行為を防止するための指導・監督又は交通安全教育が適切に行われていない。
- 当該車両による運行について、最高速度違反行為が行われていないかどうか的確に把握されていない。
- 当該車両に係る運行計画が速度違反行為の防止に留意したものとなっていない。
- 当該車両に係る運送に関する契約が最高速度違反行為の防止に十分に留意したものとなっていない。

など当該使用者が当該車両につき最高速度違反行為を防止するために必要な運行管理を行っているとは認められないときに限り行うものとする。

- 1 車両の使用者が、当該車両の使用の本拠の位置において使用する車両について当該車両の使用者の業務に関し過去1年以内に2回以上の過労運転が行われた場合における当該使用者であるとき
- 2 車両の使用者等が、運転者に対して、当該車両の使用者の業務に関して当該過労運転をすることを命じ、若しくは当該運転者が当該車両の使用者の業務に関して過労運転をすることを容認していた場合又はこれに準ずるような事情がある場合
- 3 車両の使用者等が、当該運転者に対して、当該車両の使用者の業務に関して過労運転をすることを誘発するような行為をしていた場合
- 4 車両の使用者が、当該車両の使用の本拠の位置において使用する車両の運転について、過去1年以内に過労運転に係る指示を受けた者である場合
- 5 車両の使用者が、当該車両の使用の本拠の位置において使用する車両の運転について、過去1年以内に下命・容認に係る使用制限（過労運転に係るものに限る。）又は指示に係る使用制限（過労運転に係るものに限る。）を受けた者である場合

などである。